

台風16号による追加補正

9月30日に台風16号に伴う災害復旧費4億9770万円が追加提案され、原案のとおり可決されました。

公共土木施設災害復旧費

3億4871万円

市道や河川42箇所、法面崩壊や路肩決壊及び護岸・築堤、市道95路線7

河川の倒木や土木施設の災害復旧費を補正するもので、主なものは馬渡平線、高田大久保線、塘之池田畑線、準用河川後岳川など。

農地等災害復旧費

1億1346万6千円

農地及び農道、農業用施設、農業用の用排水施設、林道等の災害復旧費を補正。

文教施設災害復旧費ほか

3552万4千円

公立小中学校23校、学校共済住宅10棟の屋根、窓ガラス、外壁等破損、樹木倒木の災害復旧や、

B & G海洋センター、顕娃庁舎別館、温泉センター等の災害復旧費を補正。



台風16号襲来直後の公園や市道

条例の改正

南九州市温泉センター条例及び南九州市夢・風の里アグリランドえい条例の一部を改正

〈改正内容〉

(単位：円)

	現行	29年	30年	31年～
大人	330	350	370	390
中人	130	150	150	150
小人	70	80	80	80
高齢者	160	180	200	220
障害者	160	180	200	220
フリーパス券は廃止				

【審議の流れ】

文教厚生常任委員会と産業建設常任委員会で連合審査の後、文教厚生常任委員会にて委員会採決がなされた。「3年かけて段階的に県の物価統制令を定める上限額まで引上げることと定めるのではなく入浴者や入浴収入などの動向を見定めたうえで改正するべき」との反対討論があったのに対し、「温泉施設は多額の一般財源を投入しており一般財源の投入を減らすためにも受益者負担の観点から改正は必要」との賛成討論がなされた。

委員会では賛成少数で否決されたが、本会議では委員長報告の後、賛成・反対討論があり、採決の結果賛成多数で可決された。

(その他の条例)

- ・南九州市公営住宅条例の一部を改正
- ・南九州市青少年問題設置条例の一部を改正

◎意見書／不採択

意見書は、賛成少数で不採択とされました。

T P P協定を今国会で拙速に批准しないことを求める意見書(案)

意見書提出者 内園知恵子

政府は、9月26日から始まった臨時国会で、環太平洋経済連携パートナーシップ(T P P)協定の批准を強行する姿勢を示している。

政府が大筋「合意」したというT P Pについて、2015年11月14日共同通信社が行った全国知事、市町村長へのアンケート結果では、反対が37%と賛成の23%を大きく上回り、「どちらとも言えない」は40%です。

反対とした37%の6割は「自給率低下」を懸念している。農林水産業の盛んな北海道、東北、九州での反対が多いことが報道された。

南九州市は、全国一の農業を掲げた町で、農業が基幹産業であり中でも日本茶の供給基地としての役割をうたっている。畜産業でのT P P関連政策の中で、牛肉の16年間や、豚肉で10年間という長きにわたる関税削減期間において、畜産物の国内産価格の下落が心配されるところである。また、コメ等重要5品目を関税撤廃の対象から外すよう求める国会決議が「順守されない恐れ」や、影響分析などが不十分で大筋「合意」は「時期尚早」である。

前国会に提出された資料は、黒塗り部分が多く、その結果、国会審議はほとんどすすまなかった。現在アメリカをはじめ、参加各国の承認手続きが不透明を増すなか、批准を急ぐ理由はないと言えます。交渉経過を含めて情報を国会に、そして国民にもしっかりと開示して、文字通り国会を含めた国民的議論にしていくことです。

よって、国におかれては、T P P協定について、今国会で拙速に国会批准しないよう強く要望します。